

品川区緑豊かな街なみづくり助成要綱

制定	昭和63年 3月 4日	区長決定	
改正	平成 8年 4月 1日	区長決定	平成 8年要綱第 79号
改正	平成21年 3月25日	部長決定	平成21年要綱第154号
改正	平成24年 4月 1日	部長決定	平成24年要綱第154号
改正	平成25年10月28日	区長決定	平成25年要綱第148号
改正	平成27年 2月 3日	部長決定	平成27年要綱第 64号
改正	平成27年 9月 3日	区長決定	平成27年要綱第471号
改正	平成31年 2月19日	区長決定	平成30年要綱第 28号
改正	令和 3年12月28日	部長決定	令和 3年要綱第367号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区みどりの条例（平成6年品川区条例第19号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、接道部の緑化を行う者に対し、その造成に必要な経費の一部を助成することにより、緑ゆたかな美しい都市景観形成の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 接道部 道路（公道に準ずる私道等を含む。）に接する敷地のうち、道路から奥行き5m以内で常時目視することができる部分（道路からの高低差が3m以内のもの）
- (2) 植込幅 接道部（道路から奥行き5m以内）のうち、緑化されている部分

(対象者)

第3条 施主となる者は、次の各号のいずれかに該当する土地を所有または管理する者（以下「所有者等」という。）のうち接道部を2m以上緑化する者とする。

- (1) 住宅の敷地
 - (2) 事務所・事業所の敷地
 - (3) 工場・倉庫の敷地
 - (4) 駐車場
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体または公社公団等の公共的機関ならびに品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱（平成24年品川区要綱第115号）の適用をうける事業者および条例第13条に基づく緑化計画書の提出を義務付けられた事業者は、対象としない。

(対象工事)

第4条 助成金の交付対象となる事業については、次の各号の通りである。

- (1) 接道部への生垣または植栽とする。ただし、一定の条件を満たす場合、植込縁石、フェンスを併設することができる
 - (2) 植込縁石、フェンスと植栽を併設する場合は、申請する距離の1/2以上が緑化されることを原則とする
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号については対象外とする。
- (1) 建築基準法（昭和25年法第201号）第42条2項に該当する道路で、その中心線より2m未満の範囲および角切り部分を範囲とする事業
 - (2) 品川区コンクリートブロック塀安全化支援事業実施要綱の助成対象となるブロック設置およびフェンス設置事業

(接道部緑化の基準)

第5条 助成金の交付対象となる接道部緑化の基準は、別表に掲げるとおりとする。

(交付額)

第6条 区長は前条の基準を満たすものに対し、下表に定めるところにより算定した額の合計と助成対象となる工事に要した費用の合計の、いずれか小さい額を助成することができる。

	工事種別	寸法	助成額
生垣・植栽	生垣（垣根のないもの）	H=0.9m以上	28,000円/m
	中・高木	H=1.5m以上	26,000円/m
	低木	H=1.5m未満	9,000円/m
植込縁石設置	化粧ブロック、レンガ等	H=0.5m以下	26,000円/m
フェンス設置	デザインフェンス等	H=1.1m以下	16,000円/m
	垣根（四ツ目垣等）	H=1.1m以下	6,000円/m
備考(1) 助成延長の補助率は、接道部緑化の長さ50mまでは10/10、50mを超え100mまでは1/2、100mを超える分については1/3とする。 (2) フェンス設置の際、当該フェンスの高さがH=1.1mを超える場合、植栽のみを助成対象とする。 (3) 助成延長の算定にあたり、10cm未満は切り捨てる。 (4) 交付額の算定にあたり、100円未満は切り捨てる。			

(申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする所有者等は、あらかじめ緑豊かな街なみづくり助成金交付申請書(第1号様式)を提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 区長は、助成金の交付申請があつたときは審査を行い、助成金を交付することが適当と認められるときは、緑豊かな街なみづくり助成金交付決定通知書(第2号様式)により所有者等に通知するものとする。

(計画変更)

第9条 前条の通知を受けた所有者等は、助成金の交付決定通知を受けた後、接道部緑化の計画を変更する場合、緑豊かな街なみづくり助成金交付変更申請書(第3号様式)を提出しなければならない。

2 区長は、前項により計画変更の申請があつたときはこれを審査し変更内容が適当と認められるときは、緑豊かな街なみづくり助成金交付変更通知書(第4号様式)により所有者等に通知するものとする。

(計画中止)

第10条 第8条の通知を受けた所有者等は、助成金の交付決定通知を受けた後、接道部緑化の計画を中止したときは、緑豊かな街なみづくり計画中止届(第5号様式)を提出しなければならない。

2 区長は、前項により緑豊かな街なみづくり計画中止届が提出されたときはこれを確認し、交付決定取消通知書(第6号様式)により所有者等に通知するものとする。

(完了実績報告書)

第11条 第8条の通知を受けた所有者等は、工事完了後20日以内に緑豊かな街なみづくり完了実績報告書(第7号様式)を提出しなければならない。

(請求)

第12条 完了実績報告書を提出した所有者等は、前条の緑豊かな街なみづくり完了実績報告書とともに、請求書(第8号様式)により助成金の請求をするものとする。

(交付)

第13条 区長は、前条の規定に基づき所有者等から助成金の請求が出された場合は、速やかに助成金を交付するものとする。

(所有者等の責務)

第14条 助成金の交付を受けた所有者等は、積極的に緑化部分の保護、育成に努め適正な管理を行わなければならない。

(返還)

第15条 助成金の交付を受けた所有者等は、工事完了後5年以内にこの要綱の目的に反する改修を行った場合、助成金の全額または一部を遅滞なく区に返還しなければならない。ただし、区長が特別な理由があると認める場合はこの限りでない。

(報告書の提出)

第16条 区長が必要と認めたときは、助成事業について調査し、またはその所有者等に報告を求めることができる。

(規則の適用)

第17条 この要綱に定めるものの他、助成金の交付、返還等に関し必要な事項については品川区補助金等交付規則を適用する。

(委任)

第十九条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年12月28日から施行する。

接道部緑化基準

1 植栽、植込縁石（構造物）、フェンス等の基準は、下表のとおりとする。

設置基準	植栽基準
<p>生 垣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 0.9m以上 ・長さ 2.0m以上（連続したものに 限る。） <p>植込縁石（構造物）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長さ 2.0m以上 ・高さ 敷地からの高さが0.5m以下 <p>植込幅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅 縁石を除いて0.3m以上 <p>フェンス、垣根</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 1.1m以下（植込縁石併設の 場合は、植込縁石の高さを 含む。） <p>* 植込縁石、フェンス等は景観を考慮し良質の材料で、耐久性の高いものを使用すること。</p> <p>* フェンス、垣根は外から緑化部分を見通すことができるものとする。ただし、敷地からの高さが、50cm以下のものについては、この限りではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生垣植栽は、葉張りが接するように列植してあり、総本数が4本以上あるものをいう。 ・ 中木植栽は、高さが1.5m以上の単独木をいう。 ・ 低木植栽は、高さが1.5m未満の単独木および列植してあるものをいう。